

平成28年度
第二回宮崎市景観審議会
議 事 録

日 時 平成29年3月27日(月)
14:00～16:15

場 所 宮崎市保健所1階 研修室B

平成28年度 第二回宮崎市景観審議会

1. 審議会の日時及び場所

日 時 平成29年3月27日(月) 14:00～16:15

場 所 宮崎市保健所1階 研修室B

2. 出席委員

第1号委員 北川 義男
松竹 昭彦
菊池 克頼
石川 千佳子
藤元 良一

第2号委員 日高 実枝
青山 桂子
渡辺 吏

第3号委員 高橋 信尋

第4号委員 谷口 幸雄

特別委員 平岡 直樹
岡崎 礼子
水間 京子
松田 慎介

3. 欠席委員

第1号委員 出口 近士
前田 省子
田村 恵理子

第2号委員 南部 恵

第4号委員 沓掛 孝

4. 議案

議案 1 景観形成に係る太陽光発電設備等における景観条例等の改正及び景観計画の改訂について

5. 報告

報告 1 「美しい宮崎づくり推進条例」の概要について

6. 審議の経過及び結果の概要

次項以降、審議会議事録のとおり

司会 只今より平成28年度第二回宮崎市景観審議会を開催いたします。それでは最初に都市整備部長より委員の皆様にあ挨拶申し上げます。

部長 <部長挨拶>

司会 ありがとうございます。
それでは審議に入ります前にご報告いたします。只今の委員出席が定数の過半数を超えておりますので、本会議が成立しますことをご報告申し上げます。
続きまして資料の確認をさせていただきます。
(冊数説明)
資料の不足等ございませんでしょうか。ありがとうございます。
議事に移らせていただきます。会長、本日は議案1件でございます。ご審議をお願いします。

会長 では、これから審議に入っていきたいと思います。本会議の議事録署名委員につきましては、今回は〇〇委員と〇〇委員にお願いしたいと思いますが、お二人ともよろしいでしょうか。

各委員 <了解の声>

会長 それでは、審議に入りたいと思います。諮問書にて議案「景観形成に係る太陽光発電設備等における景観条例等の改正及び景観計画の改訂」等について、平成29年2月27日付けで宮崎市長から届いております。
では早速、事務局の方からご説明をよろしく申し上げます。

事務局 <事務局説明>

会長 「1. 景観形成に係る太陽光発電設備等における景観条例等の改正及び景観計画の改訂

について」の説明をしていただきました。ここまでで何か質問はございますか。

〇〇委員

趣旨としては非常に良いものだと思いますが、不都合が起こりそうな気がしますので疑問を解消して頂けたらと思いますのでいくつかお聞きいたします。300㎡という数値ですが建築面積、延べ床面積にしても300㎡にした場合、例えば100㎡が3つの3階建ての最上階に全部パネルを敷いた場合、100㎡のパネルが並ぶことになり、届出が必要。299㎡の平屋なら届出が要らない。でも、屋根面いっぱいに乗せるとなると299㎡のパネルを乗せることができるということですよ。人の視点から言うと、3階よりも平屋の方がよく見えて、届出をしなくても良いという不合理が起きないかなという気がします。それと、次に用途ですが、専用住宅は除外ということでしょうか？

事務局

いえ、専用住宅であっても300㎡以上の場合は届出が必要となります。

〇〇委員

説明の中で住宅は違うという風に聞こえた気がしました。用途に関係なく300㎡以上なら届出が必要ということですね。分かりました。それからもう一つ、300㎡の建築棟を使用する場合、既存の建物に単純にパネルをつけるという行為は当てはまらないということですか？大きい施設があつてそこにパネルを乗せることも有り得ると思うのですが、これも該当しないとなると新築は駄目なのに既存の建物は良いのかということになり、不公平な話にならないのかなという気がしましたのでご検討ください。

事務局

3階建てで300㎡以上になった、299㎡でも届出が必要ではない、平屋で299㎡は届出が必要ないけれども300㎡以上の場合は届出が必要である。そこには歴史がございます。実は、宮崎市の歴史を紐解きますと平成2年から景観条例というのを自主条例で持っていました。その時は大規模なものについて皆様も記憶にあるかもしれませんが建築面積、延べ床面積が2000㎡以上の場合は届出をするということで平成2年から条例を施行させていただき届出をしてもらっています。これが平成16年10月、景観法の制定に伴って宮崎市景観審議会の方に話しをさせていただいて、建築面積もしくは延べ床面積を300㎡以上に落として、他の大規模なマンションとかだけでなく、中規模いわゆる300㎡以上、500㎡以上と議論して頂いた経緯がございます。50坪ほどの一般住宅だと対象にしない。300㎡となると約100坪弱の結構広い家になると思いますが、300㎡以上のものについて届出義務を課すよう平成21年に条例も改正させていただきました。そして、2000㎡から300㎡に下げた理由の一つとして、宮崎の景観を〇〇委員も仰っていた小さなものや目に映るものからちゃんと協議や届出をするかが必要なのではないかということをお仰りいただきました。それと同じことが2000㎡から300㎡の時にもお話があったようです。ですので、2000㎡からかなり下げて300㎡ということになっています。

ただ、言われた通り299㎡で平屋だったら目に余るのではないかというのは確かに〇〇委員が言われた通りだと思います。ただ、我々行政としましては300㎡というものに固執しているわけではないのですが、一定の規模や言葉を定めない限り、我々も施行ができません。ということで、私たちとしては300㎡という部分については建築面積、延べ床面積は平屋や3階建てでもどちらでも300㎡を越えた場合には目に余るという風に平成21年に改正した時の言葉を準用させて頂きまして、300㎡という基準をそのまま採用させて頂けないかなと思っております。ですので、300㎡を越えたものについてはやはり目に余るということを景観行政団体として宮崎市は考えていますの

で、299㎡なら出さなくても良いという判断にはなりません。我々としては延べ床面積、建築面積どちらかが300㎡以上になった場合に届出をし、それ未満であれば届出の義務は発生しないと考えて頂ければと思います。

〇〇委員 言っていることはよく分かるのですが、300㎡について言っているのではなく、申請をする我々の立場からすると100㎡の3階建てで100㎡のパネルを屋根に乗っけるよりも、平屋で299㎡を乗っけている方が普通に考えれば問題じゃないのかと思います。そっちをクリアできて、3階建てに設置されている方は届出をしないというのはいやはおかしいので、ここで建築面積と延べ床面積を混同して使うことに何か問題はないのかと思います。また、見た目という観点からだとも100㎡が3つの上に100㎡のパネルが乗っているのと、平屋で約300㎡のものがあるのなら、見た目というものを考慮するのであれば同じように規制しないとおかしくないかなと。平屋で299㎡あるときは100㎡の約3倍もあるのに届出を出さなくていい、3階建てで100㎡が屋根に乗っかっているのに届出を出さないといけないというのはちょっとおかしいので、2000㎡で言っていた内容と300㎡の考慮する対象が違いますよね。ですから、この場合は目に見えるところを重視するのであれば、300㎡が良い数値かどうかは分からないけども「建築面積が」と言った方が、建築面積はどちらかという外から目に見えるもの、床面積というものは階層があるから見えないものです。何かそうしておかないと提出する側にとっては、自分の方のパネルが小さいのに自分だけ届出を提出するというのは、ルール上そうであれば仕方ないのかもしれないけど、一般市民側からすると何か変じゃない？という疑問がかなり残ります。300㎡という数値が言いたい訳じゃないです。そういう不合理なことが起きる可能性がかなり高いのではないかということをお願いしたかったのですが、皆さんはそのように感じられませんか？

〇〇委員 確かにそのように感じることも分かるのですが、例えば壁や屋根の色を協議の対象としているのがこの基準なので、景観という見方をしたときに建物が対象になった景観で総合的に判断する必要があると思います。宮崎さんが先ほど説明されたのは、当然全体の色彩とか形状とか審査対象としているものと同じものを基準とすればセットで審査できるという趣旨もあるのではないのかということがあるので、何かと基準でやるときにそれを間違えてしまうと、ある建物は壁だけ審査してパネルや屋根は審査しないとか逆の弊害も出てくるかもしれません。そういうことを考慮した方がいいのかなという風に私は思います。

〇〇委員 そのような都合があることもよく分かります。しかし、やっぱり私たちは書類を出しに行かなければなりません。出しに行く人の立場にとっては、そのような不合理なことが起こるといことは、ずっと疑問を抱いたままそのような行為を行わないといけません。だから、建物が一括り外壁や屋根とか全部含めてこのような基準の部分は届出をするという意味では〇〇委員が言われたとおりの同感なのですが、提出する立場の人は299㎡なら出さなくてよくて、100㎡で出さなくちゃいけないというのは景観という観点からするととてもおかしくないかと一般市民には疑問が残ります。その疑問を解消しないといけないのではないのかなということで〇〇委員も・・・。

〇〇委員 私も同じように言われることはわかります。ただ、そういう見方もあるということですので。

- 会長 他に何かご意見があるようですので。どうぞ。
- 〇〇委員 仰る通りだと思います。これは面積だけで決めていますけど、建築面積、延べ床面積が300㎡以上で、モジュール面積が何㎡という括りはできないのですね。そうすれば、総合的に総量規制のような形で出来そうな気もするのですが、平屋でも3分の1しか乗せられないとか、3階建ての100㎡以上は乗せられないとかそういうことになるのかなと思ったのですが。
- 会長 何かありますでしょうか？
- 〇〇委員 300㎡の3階建てぐらいがある程度基準が良いという想像があれば、建築面積でも延べ床面積でも300㎡で良いのですが、今言われたようにパネル自体が100㎡以上の場合は届出をしてくださいと添えた方が納得いきそうな気がします。
- 〇〇委員 モジュール面積だけの規制にすべきということですね。
- 〇〇委員 単純に言うともうそうですね。それに加えて届出をする建物の規模の問題がありますので、それを活かしていけばより分かりやすくなるのかなと。
- 〇〇委員 先程の補足をしますが、例えば100㎡のモジュールだと新築じゃなくても、モジュールが100㎡だから届出をするとなったときに、どのような調整をするかといった壁の色などとセットで見るような景観計画の見方でした。そのような見方をするのであれば審査対象と同じようにしていた方がいいのではないかと思ったので言いました。
- 会長 今ご意見が出ている中で、事務局としては何かありますか？
- 事務局 事務局側としましては、どのような観点でこの300㎡を考えたのかと言いますと、今まで壁や屋根の色、新築や増築など運用しているものに加えて、太陽光パネルの届出義務を生じさせようという流れで考えていました。ただ、11月1日の時点で皆様にご提案したのはパネルが1000㎡以上の場合、小中学校の屋根の上に乗せたら大規模になりますので届出義務を発生させましょうというお話をさせていただきました。我々としては、一定規模以上というのを表現したい部分の一つのご提案として建築面積、延べ床面積300㎡、既存のものと同じもので届出と一緒にしていただければという風にご提案させていただきましたが、11月1日の1000㎡というモジュールの面積という考え方も我々の議論の中にあっただけで、この審議会の場で皆様のご意見を伺いながら平米数を決めていければという一つのご提案として今回出させていただいたのですが、パネルの面積というのも事務局として再考をしても良いのかなと思っています。
- 会長 他にご意見ありますか？それから、今の話の中で行くとモジュールのサイズも組み入れて判定するような、届出をする人も理解しやすいようにした方が良いのではないかということですかね。
- 〇〇委員 300㎡にこだわっているわけではありません。要するに300㎡以上だったら500㎡、1000㎡の建物もあるので、その中でモジュールをどの程度の割合に収めていくのかという整合性を平屋建ての場合も含めて、難しいかもしれませんがみんなが納得できるものが出来れば良いかなと思いました。
- 〇〇委員 案があるわけではないのですが、整合性を取るのであれば工作物と同じように下限無しのものでいいのかなと思いますが、その説明がちゃんとできるかどうかだと思います。全ての部分を完璧にやるとなると工作物と同じというしかないというのが私の考えです。冒頭に話し合いましたが、件数の問題とか色々な形でちゃんとチェックがで

きるのかどうかというのも一方で考えとかないといけないのかなと思います。

そこで私が質問しようとしたのは、工作物の下限無しで全てのものというところで基本私は賛成なのですが、街灯の小さなモジュールはすごい件数で、あれも届出をするのかと思いました。下限無しで全てのものと書いているから、そのへんまでやられたらものすごい件数じゃないかなと。要するに、行政はちゃんと考えて行うのでしょうか、民間や町内会とかやったときに、結構バス停に時刻表がつけてありますが、こういうのも含めて今からやると五千程付けないといけないけど大丈夫かなと思って、さっきの質問はそういう意味です。

会長 事務局は今のお話について何かご意見はありませんか？

事務局 我々事務局がご提案させていただいたのは、届出をすることによって配慮事項の目隠しや、我々が誘導できるような場所を作りたいという概念から協議をする対象物としてどれぐらいの規模が良いかと考えています。基本的に建築物についてはモジュールが何㎡、もしくは延べ床面積ではなくて建築面積が300㎡以上のみというパターンもありますし、100㎡以上というパターンも今出てきていますが、実際にこの規模以上だったら協議をする場を設ける、そして配慮をお願いするような場所に一緒に来ていただく、というところがいいのではないかという風に考えています。事務局側としましてはこの諮問をさせていただいている一つの内容ですが、やはりその基準をご提案したものに対して、配慮事項を守っていただきたい、場所に来ていただきたいというところで例えば100㎡だったり、建築面積が300㎡以上だったり、もしくは「こういうのは？」というご提案を答申という形でいただいて事務局の方で最終決定して、宮崎市長が決定するというような運びでさせていただければなと思い、2月27日に諮問させていただいたところですので、よろしければご意見を参考にさせていただいて答申の中に100㎡はどうでしょうか？とか建築面積が300㎡以上と書き換えたらどうでしょうか？という答申をいただいて、宮崎市景観行政団体の方で最終決定をさせていただけたらと考えております。〇〇委員からもバス停を至るところにつけたなと、工作物として認定されるものであれば付属物になると思いますので、工作物として認定されるかを調べさせていただきましても、工作物というものにあたるなら出していただこうと思います。ただし、付属物もしくは建築物の一部という風になれば今後除外規定も考えていき、運用の中で変えていきたいと考えていますので一つ小さいものだけでも届出を出さないといけないかというのはクリアすべき運用で対応させていただけないかなと思っています。もし、よろしければ答申という内容の中でご提案をいただいた上で事務局の方で施行する、またご報告させていただきますが答申という形で何かご提案いただくと大変助かります。どうぞ、よろしく申し上げます。

会長 今、事務局の方でもお話されていたように、一つは届出という形にすることによって配慮事項の機会を作っていくことが一つ大きくあり、そして実際にやっていくときに出てきた意見の事項も検討しながら進めていくのが良いということをつけ加えて、この原案の項目については了解ということでよろしいでしょうか？では、これ以外のことで何かありましたら。

事務局 私からのご提案としましては、答申という形で審議会のご意見を宮崎市長の方に諮問という形で審議会に協議させていただいて、今このようにご検討させていただいている

のですが、もしよろしければ答申という形で宮崎市長宛に今回の建築面積、延べ床面積が300㎡以上というのも良いけれども、このような案が良いのではないかと答申というものをを出していただけると、事務局にお任せというこのままになってしまうので、例えば、延べ床面積は外しましょうとか100㎡以上のものは届出しましょうという風にシンプルに変えたほうがいいのかというふうな答申をいただくと我々としても書面で残ると大変嬉しいかなというのがあります。

〇〇委員　もう一回いいですか？確認なのですが、建築物の届出の対象が建築面積、延べ床面積300㎡以上ですよ。なぜこのようになってくるかというのは、平屋の300㎡と100㎡の3階建てというのは景観に及ぼす影響が飛び出ている方があるので、延べ床面積と建築面積の2つにしているというのが建築物の届出対象基準になっています。ここでいう太陽光とは建物の一部になります。景観に配慮するというのは、周りの壁や屋根の色に配慮しないといけないので、むしろ建築物の一部という捉え方をすれば今、宮崎市さんが提案されている建物の届出基準と一緒にしたいというのが対外的に説明しやすいのではないかなと私は思います。ご理解いただけないかもしれませんが、私個人的にはそう思います。

会長　いずれにしてもここから答申していかなければいけないのですが、どのような整理の仕方がいいのかというのは、建築も含め専門的な部分を理解している人から原案として出していただくと非常に共有しやすいと、普通はこの辺の話で議長が掌握して提案できるのが一番良いのですが、ちょっと細かく分からない部分もあるということです。

〇〇委員　今、〇〇委員が言われたようなことも私も納得できますので、それは了解いたします。ですが、やっぱり先ほど〇〇委員が言われたとおり建築面積又は延べ床面積が300㎡以上でモジュールが何㎡以上のものとするのが、提出する我々側にとっては良いと思います。この太陽光パネルというのは、屋根に限らず壁でも垂直に付いていてもいいので、〇〇委員が言われたとおり建物全体として包括して見る必要性もあると思いますので、事務処理的にも書類を出しやすく、尚且つ出す側もはっきりとこの基準なら出さないといけないとなるなら、〇〇委員が言われたモジュールが何㎡以上のものとなれば景観上配慮しないといけないというところで数値を付け加えるのが一番現時点では妥当かなという気がします。ただ、何㎡かというのは難しいので最初に〇〇さんが最初にイメージされたところから出た100㎡というのが一つのラインになるのかなという気はいたします。10m×10mが壁に着いていたりすると、そこあたりかなと思います。

〇〇委員　3階建ての 때가最大100㎡ですよ。平屋の300㎡でも100㎡なら届出なさいということになりますよね。

〇〇委員　それだと提出する我々もとても出しやすいです。

〇〇委員　ただ、100㎡を越えたところは建物の色は届出なくても良いのに、太陽光だけでも届出ないといけなくなりおかしなことになります。届出をするときのコントロールの仕方というのは壁や屋根の色という部分で調整になるので、また複雑になるというのがあります。

〇〇委員　300㎡以上、500㎡でも600㎡でも平屋とか建築面積、延べ床面積などありますが、その場合にモジュールが100㎡を越えたら届出が必要とか、600㎡の3階建てなら建築面積は200㎡になりますが、建物の規模によって相対的に変化できるよう

割合で示すという考えた方もできるのかなと思います。

会長 ○○委員、今の話の中で一つはモジュールの数値を入れて組み合わせていくという形で答申していったら良いかという流れでよろしいですか？

○○委員 それでも良いのですが、100㎡でも届出必要となったときに、例えば200㎡の平屋で100㎡のモジュールを着けるところは太陽光だけで届出をし、建物は届出不要となります。

○○委員 300㎡以上且つです。

○○委員 壁や屋根の色は審査対象になりません。太陽光だけが100㎡を越えたら審査対象になるので、例えば150㎡の平屋で100㎡を乗せると届出になるのですが、太陽光だけ届出になるということになります。

○○委員 いえ、「もしくは」か「且つ」にするかで違います。

○○委員 そうすると、建物の届出基準までセットで変えるのであれば私は問題ありません。今、そうはなっていないとは思いますが、どうなのでしょう？

事務局 今ご提案いただいているのは、延べ床面積又は建築面積が300㎡以上のもので、尚且つその上に100㎡以上のモジュールが設置される場合、太陽光パネルについては届出が必要。200㎡の建物に100㎡以上のモジュールが着いた場合、届出義務は無いと理解していますが、付加する条件としてというような理解でよろしいですか。「又は」にしてしまうと逆の考え方もできてしまいます。

○○委員 100㎡以上なら届出をしないといけなくなりますよね。

会長 200㎡の建物に200㎡のモジュールを着けるとなると届けなくて良いということが生じてしまいますよね。

○○委員 専門的なことが多く、間違っていたらご指摘下さい。この原案の不平等感は100㎡という部分に出てくると思うのですが、市からの説明があったのは届出からの誘導や指導の機会を作ることが大事だと思います。資料4-2に書いている制限及び環境への配慮の内容というのが、その建物が平屋や3階建て等によって生垣を作るとか見えなくする方法といった誘導や指導の内容が変わってくる気がします。ですので、届出に関してはこのまま300㎡のままで良いと思います。その配慮の誘導や指導の内容をモジュールの面積とか建物の高さ等によって指導対象、誘導の内容を変えていくという方法でも対処できるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

会長 ありがとうございます。今の配慮事項の中で調整していく方法ではどうかというご意見ですが、その部分の関係とはどうでしょうか。それか、先ほどから出ている300㎡の部分且つモジュールが100㎡と配慮するという風に設定し、先に設定し、あとで配慮事項を決めるということでもよろしいのでしょうか。○○委員、先に設定して配慮事項も一緒に決めていくという流れではいかがでしょうか。

○○委員 落ち着くところは配慮事項の指摘になってくると思うのですが、そこで一番不平等感が出てくると思うのが平屋の300㎡のモジュールに対して3階建ての100㎡のモジュールと同じ配慮指導をされてしまうと、面積が違うのにどうしてこんなにしないといけないのかという不平等感が一番疑問かなと思います。ただ、建物の高さも違うし、配慮事項の内容も変わってくるので、そこは高さや面積とか配慮事項の中でモジュールが100㎡のところは対象外にする等した方がスムーズなのかなと気がします。

〇〇委員　　そもそも200㎡の建築面積や延べ床面積だろうが200㎡の建物の届出は不要です。ここで一旦、枠を絞るという意味で300㎡というラインを作りたいというなら景観課の皆さんが作られた300㎡という数値が建築面積だろうが延べ床面積だろうが300㎡という縛りを、宮崎市内の建物に設備として付加されているパネルが100㎡というラインで越えるものがあれば、それも一緒に届出を出してくださいということであれば、その基準且つモジュールが100㎡を越えるものは記載してくださいということで皆さんに届出をしていただければ〇〇委員や〇〇委員が言われたこともクリアしていけるのではないかと思います、いかがでしょうか。

会長　　委員会としてはその辺りで答申していくという事によろしいでしょうか。実際、やっていながら次の段階で色々出てきた中で改善もあるかもしれませんが、とりあえず届出をやって配慮して景観を制御していくということにまずスタートとして展開していきたいということによろしいでしょうか。モジュールの数値は100ということによろしいでしょうか。

全員　　<了解の声>

会長　　この件に関しましては答申したいと思います。他に提案されていた内容で何かありますか。

〇〇委員　　最初に言いました、新築以外に既存の建物に設置する場合はどうなりますかというのがあります。

事務局　　景観法の中に書いていますのが建築等という風に書いています。「等」の中に含まれるのが、新築、増築、改築、色の塗り替え、その他となっています。この中に増築というのがあります。増築という形で既存物の上に乗せる場合も対象になると考えていますのでプラスα、これ実は普通の家も280㎡から50㎡増やしたから320㎡なったから届出ますというのはよくあることです。ですので、増築分についても義務化されることになっています。以上です。

〇〇委員　　単純に今ある建物にポンと乗せるのは500㎡の建物が建築的な行為は何もしないけど、このパネルをただ設置しますという場合も含まれるということですよ。建築責任的には何のあれもないですよ。確認申請がいるわけでもないし、届出る機会が全くない。

事務局　　建築面積か延べ床面積が300㎡を越えている場合は届出義務が生じますので、それは法令の中でチェックするところがあると思うのですが、そこに記載がプラスαとなります。

〇〇委員　　今言われているのは、建物を全然いじらない場合ですよ。今の屋上に、今の基準でいくと150乗せるときには届出をするということですよ。

事務局　　はい、そうです。今回延べ床面積300㎡以上且つ100㎡以上のモジュールを乗せる場合という風に答申いただけるとなると必要になります。

〇〇委員　　既存のものも対象になるということですか。

事務局　　はい。

〇〇委員　　既存の建物、建築的な行為を行わなくてもというのがこれで読み取れるでしょうか。

- 〇〇委員 建物にモジュールを建築とする場合だから、建物じゃないでしょうか。
- 会長 それでいいでしょうか。
- 〇〇委員 高架水槽だって建てたりするから屋上に。建築等になります。
- 会長 建築等という形で問題の可能性の話がありましたけど、それもカバーできるということですね。他のこと、特に無いようなんです。今モジュールの数値を組み入れてやっていくということを委員会の方から答申するということにします。
- 事務局 小さい工作物という話があり、ここではっきりお答えできないのですが、小さ過ぎるものについては目に余るものではないという考えがあると思います。そういったものは除外するような規定を運用上作ろうと考えていますので、自家発電用にとというのは省いていけるようにしたいと思っています。
- 会長 事務局の説明の内容で、答申という形で細かい部分は入れず、そういうことも次の運用の過程で色々また出てくる部分もあるので考慮しながら次どのようにするか、次のステージで提示していくというような流れでいいでしょうか。
- じゃあ、他にないでしょうか。無いようでしたら、議案、先ほどのモジュールを付け加えて答申という形にしたいと思います。
- では、次に行きたいと思います。美しい宮崎づくり推進条例の概要を宮崎県の方からお願いしたいと思います。では、〇〇さんよろしくお願いいたします。
- 宮崎県 〈宮崎県都市計画課 説明〉
- 会長 どうもありがとうございました。今、ご説明いただいた資料も手元の資料に配布されていますのでご覧になっていただければと思います。こういう機会ですので、何かお伺いしたいことがありますか？どうぞ。
- 〇〇委員 失礼します。こういう機会ですので、少し逸れるかもしれませんがちょっとお願い等をしたいと思います。現在、県も市も景観の美しい宮崎づくりということで推進をされていて、私の住んでいる地域で子どもたちと一緒に沿道の花植えをしています。雑草がすごく出てきます。花を植えたりすることはみんなします。美しい景観づくりといって花を植えたり、色々なものを作った後雑草が出たり、例えば紫陽花は花を植えていますが剪定作業をします。するのは良いのですが、今度は剪定したものを捨てるという行為が出てきます。捨てに行くと「自分たちで捨てに行ってください」「お金が掛かります」、市の環境業務課に行けばあの手この手を使ってお願いして今のところはゴミの処理をしています。その辺までも景観という上でゴミや処理のこと、私たちは地域の中でボランティアを一生懸命しますが、そのような悩みがあることを知っていただきたいなど。業者の方が植栽柵の草むしりをやっていると思いますが、植栽柵の中は綺麗に草がむしってあります。その横の道路のコンクリートの割れ目から出てきている雑草はそのままです。そういう写真を撮って誰かに見ていただこうかなと思ったのですが、それもやはり美しいまちづくりにおいて考えていただきたいなど日頃から思っています。
- それから地域にはたくさん空き家があります。空き家も景観からすると目障りという言い方はふさわしくないかもしれませんが、地域でもとても困っている問題で景観的にも崩れかけていて、その持ち主が崩すと言わなければ、例えば道路にせりだした木も切

って良いと言われなければ切れないとか、色んなことが起きていて、それも一つの美しいまちづくりの上で取り組まなければならない身近なことです、どうしても聞いていただきたくてお話ししました。

会長

ありがとうございました。県のご報告の中の大枠としては県全土の枠組みだけでも、あの中に市町村という単位もあって、色んなスケールで足元を見ると、今お話されたような身近なところの活動をした場合に安定的に維持管理が循環できるような仕組みも次のステージは必要という提起だと思います。各町単位、県ともそういうような連携をしながら今みたいな足元の部分も充実させながら、良くしていくという一つの提起だったかと思います。ありがとうございました。

部長

まず一点、空き家の件につきましては宮崎市都市整備部が所管しているところがありますのでお答えさせていただきます。空き家については、宮崎市で空き家の疑いがあるものに対して水道の回旋状況等を確認しながら調べたところ、3000戸程宮崎市内に空き家があり、その内申請自体確保されていないものもあるという状況でございます。正直に言いますと、皆様から景観のお話やゴミの問題等と言われていますが、なかなか行政としても踏み込めないのが現状でございます。

ただし、空き家を管理者にきちっと管理していただく法令、特別措置法等もできていて、それにつきまして、随時解消すべき危険及び質問等につきましては適切に指導するといった形で市の方も別途審議会の条例等を策定し、相手方に対して通知する方法、通知して改善してもらうということで取り組んでいます。

ただし、空き家の有効活用までを考えると、空き家となっているものは耐震性が確保されていないものがほとんどであり、正直有効活用については踏み込めていない状況ですが、今後地域と一緒にやっていくのかということを進めていきたいと考えています。しかし、個人の所有物ということで行政としては苦慮しているのが正直なところでございます。今のご意見をいただきましたので、しっかりと検討させていただきたいと考えています。

あと、道の雑草などはボランティアの方にご協力いただいているところです。お花はきちっとやっていますが、除草作業は市としても難しくなっている状況です。少子高齢化というものもあるとは思いますが、財源も一つの類になってきているのかなと思っています。〇〇さんが会長を務めていただいている緑の審議会でも同様の意見が出ている状況ですので、今のところ協働やボランティアの方に手伝っていただきながら市としても取り組んでおり、今後は育成をしながらきちっと行政、市民の方々が一体となって街を良くしていこうという動きを高めていかなければならないと思っています。今日ご意見をいただきましたので、その辺も含めて対応策等、検討していきたいと思っています。以上でございます。

会長

ありがとうございました。今のお話はありがたいです。今3時半ぐらいなので4時を目処にして、この機会はこの議題とは別個にまた自由に宮崎市の事で意見いただける機会を持たりたいなと思っています。その前に、県の大枠、基本的な考え方のご説明をしていただきました。これについて何かご意見ありますでしょうか。

一ついいでしょうか。県土全体を今までは景観を良くしようという各景観条例、各行政団体があり、景観に対しては以前より皆前向きになってきたということですね。この流

れを見て、新しく出来た部分は私の解釈ですが各行政の中で一つは地域が持つ景観を大切にしながら守り、創りながらそれを活かして、そして次にそれを綺麗にするわけではなくて、それを地域に活かしながら活性化する、地域づくりに結び付けていくというのが一つの大きな特徴かなと思います。地域が元気になっていかないといけないということです。その過程で色々と連携する部分もあると思います。大きな流れを県のスケールで見ると、県内には26の行政団体があり、そのうち15は消滅可能性都市のランクに入っています。消滅可能性都市というのは20歳から39歳の若い女性が25年後に50%以上減少する可能性のある街という意味です。それで15あるけども、身近なところで綾町が15番目の消滅可能性都市に入っています。それで人口減少は大きな流れだから苦勞しながら乗り越えていき、女性が住みやすくなる街というのは美しい宮崎づくりの中にも基本になってくる、美しい街は住みたくなるとか創造的に地域創成プラス消滅可能性の部分で景観を活かしやすい街は積極的にすればもっと良くなると思います。どこの街も同じようにやるというよりも、その街が持っている特徴と何かやっていく、活かしていくときに街と県のやっている取り組みと連携してダイナミックにやっていくような新しいムーブメントがご提示されているのかなと思います。いずれにしても大きな流れの中で、日本のひなた宮崎というキャッチフレーズがありますが、私はそれがものすごく好きで前の発展型の時代、今は成熟から共生型になっていくのを捉えたときに宮崎は次のそのような時代をある意味では先進的なまちづくりの機会を持っているという風にも思い、宮崎流のなにか展開が求められていると思いますが、この条例ができて私自身はとても宮崎がより元気になっていくものとして有効に使いながら県や自治体を複合しながら連携していけばいいかなと思います。ちょっと大きな角度ですが、〇〇さんが話していただいた部分をもう少し身近なものに結び付けていくと日常的にやっている部分と繋がっていくので、それをダイナミックに出来るのがきっと宮崎らしさかなと思います。すみません、好き勝手に話してしまいました。

会長 この景観審議会でも議論した結果、宮崎市長からの諮問に対する答申について、建築物における届出対象としては、原案にある延べ面積または建築面積が300㎡以上の建築物にモジュールを建築等する場合に加えて、その建築物に100㎡以上モジュールを建築等する場合、届出対象とする内容を答申としたいと思います。

全員 了承。

会長 ありがとうございました。